

令和7年度 国民健康保険料試算

下の「入力表」を入力することで、保険料の試算結果を右に表示します。
 試算したい方について「生年月日」と、「《A》旧ただし書所得」又は
 「《B》給与・年金収入及びそれ以外の所得」を入力してください。

旧ただし書所得が分かる場合、
 【A】に入力してください。
 確定申告書の控えをお持ちであれば「確定申告書」シートで計算できます。

旧ただし書所得が分からない場合、
 【B】に入力してください。
 給与・年金は「収入金額（源泉徴収票の支払金額）」を、それ以外の所得は「所得金額（経費を引いた後の金額）」を入力してください。

【入力表】（収入・所得は令和6年中のものを入力してください）

	生年月日	介護分該当	《A》	《B》			《算出》 旧ただし書所得
			旧ただし書所得 (直接入力)	給与収入	年金収入	給与・年金 以外の所得	
①	S31.6.4	—			3,200,000	350,000	2,020,000
②	S36.7.8	○		990,000			10,000
③	S61.10.12	—	1,800,000				1,800,000
④	H3.9.2	—					0
⑤							
⑥							
⑦							
⑧							

今回試算したいかたの生年月日を入力してください。生年月日を入力することで人数に計上されます。

所得等は《A》か《B》のいずれかを入力してください。確定申告をされたかたは「確定申告書」シートを入力することで《A》が算出できます。所得が無かったかたは入力不要です。

試算結果の年間保険料(12ヶ月分)が表示され、それを単純に12で割った金額が1ヶ月分の目安として表示されます。

※旧ただし書所得＝総所得金額等－43万円（合計所得金額が2,400万円超の場合）
 ※分離課税所得に係る特別控除を控除した後の金額です ※退職所得控除額は退職金受取額×10%（最高40万円）

医療分・後期分（加入者全体）		介護分	
旧ただし書所得	3,830,000 円	旧ただし書所得	10,000 円
加入人数	4 人	加入人数	1 人

- 保険料の試算はあくまでも目安です。実際の保険料とは異なる場合があります。
- ・ 試算では軽減や減免などの減額制度は適用していません。
- ・ 実際の保険料は加入期間に応じて月割計算されます。
- ・ 介護分は40歳以上65歳未満のかたのみ該当します。試算ではひと月でも介護分に該当する場合、通年（12ヶ月分）で計算しています。
- ・ 国民健康保険料の納付義務者は世帯主です。保険料の通知等は世帯主宛で届きます。
- ・ 保険料は8回の納期限に分けて納入していただきます。年度の途中で加入された場合、加入時期によっては、8回より少ない回数で納入していただくことがあります。

（参考）国民健康保険の納期限

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末

※納期限が閉庁日（土曜日、日曜日、休日）に当たる場合は、その翌日が納入期限となります。

【保険料の計算】

（令和7年度の保険料率）

医療分	所得割（旧ただし書所得）	3,830,000 円 × 7.23%	=	276,909 円
	均等割（加入者1人につき）	4 人 × 29,600	=	118,400 円
	平等割（1世帯につき）		⇒	30,540 円
小計（100円未満切捨て）				425,800 円

後期分	所得割（旧ただし書所得）	3,830,000 円 × 2.46%	=	94,218 円
	均等割（加入者1人につき）	1 人 × 41,320	=	41,320 円
	平等割（1世帯につき）		⇒	10,650 円
小計（100円未満切捨て）				146,100 円

介護分は40歳以上65歳未満のかたについてのみ計算されます。該当者は【入力表】の「介護分該当」に○がついています。

介護分	所得割（旧ただし書所得）	10,000 円 × 2.27%	=	227 円
	均等割（加入者1人につき）	1 人 × 10,210	=	10,210 円
	平等割（1世帯につき）		⇒	7,730 円
小計（100円未満切捨て）				18,100 円

合計 (12ヶ月分)	590,000 円	1ヶ月分の目安 (合計÷12)	49,166 円
---------------	-----------	--------------------	----------